

浜松市住居表示協力委員に関する要綱

制定 昭和39年7月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、住居表示整備事業の円滑な推進を図るために置く浜松市住居表示協力委員(以下「協力委員」という。)について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協力委員は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 地区住民に趣旨の周知徹底を図ること。
- (2) 地区住民の意見調整を行うこと。
- (3) その他事業推進に必要なこと。

(組織)

第3条 協力委員は、若干人とし市長が委嘱する。

附 則

この要綱は、昭和39年7月20日から施行する。